

固定通信分野における 特定卸電気通信役務の対象に関する論点整理

令和6年12月24日

事 務 局

卸電気通信役務は相対契約を基本とするが、指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務（指定設備卸役務）の提供については、指定設備を設置する事業者（指定設備設置事業者）に対して、

- 指定設備卸役務の提供に関する**情報を総務大臣に届け出る義務**（総務大臣は当該届出の内容を整理・公表）

が課されているほか、指定設備設置事業者の**交渉上の優位性・卸先事業者（MVNO等）との間の情報の非対称性を是正し、協議がより実質的・活発に行われるための環境整備**として、

- **特定卸役務**（競争関係に及ぼす影響が少ない指定設備卸役務）**を提供する義務**、
- 特定卸役務に関する**協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務**

等の規律が整備されている（平成27年、令和4年電気通信事業法改正）。

指定設備卸役務

※指定設備：NTT東日本・西日本の一種指定設備（固定系）、NTTドコモ・KDDI・沖縄セルラー・ソフトバンク・WCP・UQの二種指定設備（移動系）

- **総務大臣への届出義務**（総務大臣は当該届出の内容を整理・公表）

特定卸役務（競争関係に及ぼす影響が少ない指定設備卸役務）

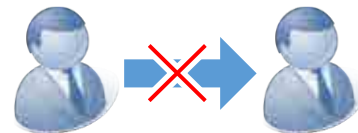
- **役務を提供する義務**
【特定卸役務の範囲】
 - ・ 携帯電話サービス（4G、5G）
 - ・ 全国BWA
 - ・ FTTHアクセスサービス 等
- **協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務**
【提示する情報】
 - ・ 接続料相当額（FTTHアクセスサービスについては指数）
 - ・ 卸料金と接続料相当額の差額の用途

<卸協議の適正化イメージ>

これまでの卸協議

指定設備設置事業者
(MNO等)

卸先事業者
(MVNO等)

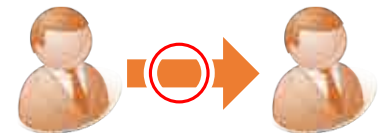


⇒卸先事業者からの
具体的な提案が困難

規律整備後の卸協議

指定設備設置事業者
(MNO等)

卸先事業者
(MVNO等)



⇒卸先事業者からの
具体的な提案に基づき
協議が進展

役務提供義務
情報提示義務

- 「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書（令和5年9月6日）において、光IP電話は、特に法人利用者において固定電話番号を変更したくないという需要があること等を踏まえ、**事業者間の競争関係に与える影響が少ないとは言えず、特定卸役務の範囲に含めることが適当とした上で**、光サービス卸の卸先事業者においても、第一種指定設備との接続等により光IP電話の提供が可能であることも鑑み、**双方向番号ポータビリティが可能となった場合には、光IP電話を特定卸役務の範囲から除くことが適当と整理**された。
- 他方、光回線を利用した電話単体サービスである「ひかり電話ネクスト」については、特定卸役務の対象を整理する段階ではサービス提供されていなかったところ、従来のひかり電話等とは提供形態等が異なることに加えて、現状接続による代替性がないこと等を踏まえ、**「接続料の算定等に関する研究会」第八次報告書（令和6年9月12日）において、「双方向番号ポータビリティ実現までの間において、競争環境への影響や代替性等を継続的に検討し、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かを判断すべき」と考え方が示された。**
- 上記を踏まえ、NTT東日本・西日本のひかり電話ネクストについて、関係事業者に**競争環境への影響や代替性等**の観点からヒアリングを行い、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かについて検討を行った。

■「接続料の算定等に関する研究会」第八次報告書（令和6年9月12日）抜粋

第4章 卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化） 2. 固定通信分野/（4）考え方/③ 対象役務の範囲

ひかり電話ネクストについては、ひかり電話・フレッツ光・加入電話等既存サービスのいずれとも提供形態等が異なる「光回線を利用した電話単体サービス」であるという性質や、現状接続による代替性がないこと等を踏まえ、双方向番号ポータビリティ実現までの間において、競争環境への影響や代替性等を継続的に検討し、特定卸電気通信役務の範囲から除外するか否かを判断すべきである。

ただし、例えば、双方向番号ポータビリティ実現までの間に、メタル回線の縮退を進める場合の代替サービスの具体的な提供計画が必ずしも明らかとならない場合、直ちに特定卸電気通信役務の範囲から除外するという対応は採ることは困難である。

一方、ひかり電話ネクストを卸検証ガイドラインに基づく検証の対象とすることについては、その判断基準が、「適正性に関する具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高い」かどうかとされているところ、現時点でそのような状況であると考えすることは時期尚早である。

なお、光IP電話に係る接続との代替性については、代替性を有する接続機能として、NGNの優先パケット転送機能が有力であるところ、当該機能の利用を円滑化するための協議が進展することが期待される。

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

(競争環境への影響)

- 第80回においても説明のとおり、メタル回線による0AB-J音声単独市場は現在において1,400万契約存在し、電話のみを需要する利用者ニーズは依然として高い状況に変わりない。(第89回会合・ソフトバンク)
- ひかり電話ネクストは、電話単体サービスを提供する卸先事業者のビジネスにとって重要なサービスであり、こうした状況の中で卸電気通信役務から除外された場合、適正な競争環境に及ぼす影響が大きい。(第89回会合・ソフトバンク)
- 特定卸の対象は、卸元事業者が現に提供している役務のうち、公正競争上影響の大きい役務に限定すべきであり、その影響の多寡については、市場における当該サービスの規模やシェアといった競争の実態に着目して判断されるべきものとする。(第90回会合・NTT東日本・西日本)
- アプリ等による音声の代替の進展やSNSによる新たなコミュニケーション形態の創出等の結果、電話サービスは多様なコミュニケーション手段の一つに過ぎなくなり、その効用は相対的に低下している。(第90回会合・NTT東日本・西日本)
- 利用者は多様なサービス・ツールから通話手段を選択しており、光IP電話はその中のワンオブゼムに過ぎない。(第90回会合・NTT東日本・西日本)
- 電話サービス市場(固定・モバイル)におけるNTT東日本・西日本の固定電話(加入電話及び0ABJ-IP電話)が占める割合は、約11%となっているところ、今回の論点であるひかり電話ネクストが占める割合は0.07%(卸のみでは0.02%)であり、こうした市場における規模やシェアから見て、ひかり電話ネクストが公正競争に与える影響は極めて小さいものと考える。(第90回会合・NTT東日本・西日本)

(メタル縮退計画)

- ひかり電話ネクストを特定卸電気通信役務の範囲から除外する条件として、本研究会の第八次報告書において「メタル回線の縮退を進める場合の代替サービスの具体的な提供計画が必ずしも明らかとならない場合、直ちに特定卸電気通信役務の範囲から除外するという対応は採ることは困難である。」と明記されている。(第89回会合・ソフトバンク)
- メタル設備の縮退もしくは廃止後も、音声単体サービスの提供を維持し続ける必要があり、ひかり電話ネクスト卸に関しては、その移行先のソリューションとして有効なサービスであると認識している。一方で、NTT東日本・西日本から加入電話(メタル回線)の縮退を進める場合の代替サービスに関する具体的な提供計画は明らかにされていない。(第89回会合・ソフトバンク)
- 百万単位の規模を抱えた法人の利用者がメタルが縮退していくなか、電話サービスの代替的なソリューションを考える必要がある状況において、相当割合いる中小の法人利用者にとって、ひかり電話ネクストの卸は、唯一のソリューションとして考えており、ひかり電話ネクストの利用は増えていくと想定している。(第90回会合・ソフトバンク)
- メタルの維持限界への対応に向けた具体的計画、代替サービス(現時点では光回線電話、モバイル網を利用した固定電話等を想定)については、通信政策特別委員会の議論等も踏まえつつ、現在検討中であり、提示できるタイミングで公表するとともに、事業者に対しても、丁寧な説明を実施する考え。(第90回会合・NTT東日本・西日本)
- 市場における規模やシェアから見て公正競争に与える影響は極めて小さいこと、個別の論点となっている代替性に係る当社の見解を踏まえ、メタル回線の縮退を進める場合の代替サービスの具体的な提供計画の公表前であっても、特定卸電気通信役務の範囲から除外すべきと考える。(第90回会合・NTT東日本・西日本)

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

(代替性等)

- メタル回線廃止後、ひかり電話ネクストの卸役務に代替する小規模法人向けの0AB-J音声単体サービス (接続や他サービス) が存在しない状況に変化はない。 (第89回会合・ソフトバンク)
- シングルスター方式は大規模回線の収容を前提のため小規模法人での利用は非効率、シェアドアクセス方式の加入光ファイバは収容率の課題があり、NTT東日本・西日本との価格競争ができないことから、0ABJ音声単独サービスについて接続による代替は事実上困難。 (第89回会合・ソフトバンク)
- モバイル0ABJはモバイル電話網と固定電話網とのハイブリットとなることから、次の観点より品質・機能を求める法人向け代替サービスとはならない。 (第89回会合・ソフトバンク)
 - ・ 提供品質について、電波状況に依存(電波不感知エリア・連続通話品質)
 - ・ 複数チャネル提供不可で、提供地域の制約等あり
 - ・ 緊急通報において、災害時優先接続を含む「回線保留又は呼び返しもしくはこれに準ずる機能」等、一部機能において制限あり
- 中小法人向けの0ABJ電話サービス市場において、ひかり電話ネクスト以外にも様々なサービスや代替手段が存在しており、中小法人ユーザは多様な選択肢の中から費用対効果等を鑑み、サービスを選択可能であると考えている。 (第90回会合・NTT東日本・西日本)
 - ① モバイル0ABJ-IP電話やクラウド電話でも複数回線・複数チャネルを持ったサービスは多数存在 (Arcstar IP Voiceワイヤレス、UniTalk等クラウド電話)
 - ② 加入電話と同等機能を持ったサービスは存在 (auひかりマンショントタイプ) ※0A0番号通知または緊急通報を利用できないサービスも多数存在。中小法人ユーザは、費用対効果等も鑑みて、0A0番号通知になることを容認、または緊急通報を利用できない場合であってもモバイル端末で補完する等で対処しているものと想定。
 - ③ ひかり電話ネクストにおいても光提供エリア外には提供できず、提供不可エリアがある点では同等
- (資料90-5 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社説明資料6頁) 緊急通報について、加入電話と同等機能を持ったサービスとして、auひかりマンショントタイプが挙げられている。この点、当該サービスは基本的に集合住宅向けのサービスになっているため、自宅を事務所と兼務で使っているケースはあるかもしれないが、広く一般的に中小法人向けのサービスというものではないため、一般的な代替サービスとしての説明には、少し違和感がある。 (第90回会合・KDDI)
- ひかり電話ネクストは、既存設備・機能を活用しつつ必要最低限の機能開発にて提供を実現しており、また、事業者から優先転送機能を用いて「ひかり電話ネクスト」に相当するサービスを実現することの具体的な要望がないことから、現時点において優先転送機能を提供していない。要望がない理由としては、需要縮小が続く固定電話サービス市場に対し、事業者において新たに機能開発(当社の開発費用も負担)してまで、優先転送機能を活用した固定電話のみサービスを提供するニーズがないと推測。 (第90回会合・NTT東日本・西日本)
- ①から③をそれぞれ個別に満たせば代替性があるとは言えず、①から③について全て満たさないと代替とは言い切れないと思われる。ニーズの有無にかかわらず、(①から③を満たす)全ての代替になり得るかといった議論が大事ではないか。また、①のクラウド電話に関しては、比較的大規模な回線・チャネルがないと採算性が合わないサービスとなっている。③については、(ひかり電話ネクストとモバイル0ABJ番号の)提供エリアは相当大的な差があると認識している。 (第90回会合・ソフトバンク)

構成員意見

(競争環境への影響、メタル縮退計画)

- 2025年1月以降の双方向番号ポータビリティの実施について、開始からどう動いていくかといった状況把握が必要。その後、代替サービスの登場といった観点から、継続的なモニタリングが求められていると思う。 (第89回会合・西村暢史構成員)
- (資料90-5 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社説明資料5頁) 現在、ひかり電話ネクストの契約数は18万程度で市場に占める割合は少ないとあるが、メタルIP電話は1,300万契約程度あるなかで、現段階でメタルIP電話の利用者が乗り越える先として、ひかり電話ネクストが有望であるように思われる。また、メタル縮退計画については悠長な話でもないと思っており、現時点において、ひかり電話ネクストが18万契約であるということをもって除外する理由になっているかという点に少し引っかかっている。 (第90回会合・西村真由美構成員)
- メタルIP電話の契約者の方に契約変更を勧めるようなトラブルが入り始めている。 (第90回会合・西村真由美構成員)

(代替性等)

- 一般的な市場を画定するという場合、需要者、この場合は利用者の観点から見ていくことが非常に重要な出発点になると思っている。(資料90-5 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社説明資料6頁) ひかり電話ネクストが①から③のいずれの機能も有しているなかで、他のサービスは①、②、③いずれかの機能だけを持っているといった場合、その代替性を比べるということは非常に難しいと思われ、利用者にとって、果たして本当に代替性があるのかといったような議論がある。つまり、機能の分化について個々の代替性を比較したとしても、全体としてサービス提供されているものとの間の代替性があるのかといったことは、また別の議論であると理解している。(第90回会合・西村暢史構成員)
- また、選択肢があるというものと、選択肢として存在はするけれども、果たしてそれが利用者にとって実際のところの経済的、技術的に乗り換えることができるのかといったことも少し議論が必要ではないか。(第90回会合・西村暢史構成員)
- ひかり電話ネクストはコストミニマムに提供する観点から、既存設備・機能を活用しつつ必要最小限の機能開発にて提供を実現しているという点について、同じスペックのサービスを一から開発した場合、NTT東日本・西日本においてもこの値段では提供できなかった、ましてや競争事業者が、必要な費用をNTT東日本・西日本に対して負担することも含め、これから開発したのでは、同じスペック及び料金でサービスを提供するのは恐らく難しくろうと考えているということでよいか。(第90回会合・相田座長)
- 提供品質と緊急通報に関して、通信政策特別委員会のユニバーサルワーキンググループにおける報告書では、モバイルの固定電話固有の技術水準として、通常の利用に支障を来さない一定の安定性や通信品質、緊急通報等を確保できる水準を検討し、それを課せばユニバーサルサービスとして足りることにするということが記載されている。将来的にこのようなモバイルの固定電話についての技術水準等についての検討が進んだとき、機能面に関して複数回線・複数チャネルといった点ではモバイル0ABJ番号が劣位にあるにしても、他の要素によっては代替不可能な部分がなくなってくることを期待したい。(第89回会合・関口構成員)

論点整理 (案)

- ひかり電話ネクストについて、改めて関係者からのヒアリングを実施した結果、卸元事業者（N T T東日本・西日本）からは、
 - ・ 特定卸の対象は、卸元事業者が現に提供している役務のうち、公正競争上影響の大きい役務に限定すべきであり、その影響の多寡については、市場における当該サービスの規模やシェアといった競争の実態に着目して判断されるべき
 - ・ ひかり電話ネクストについては、需要の縮退したフレッツ光ライトの後継として提供開始したサービスであり、電話サービス市場全体に対して0.07%（卸のみでは0.02%）と公正競争に与える影響は限りなく少ない
 - ・ 中小法人向けの0ABJ電話サービス市場において、ひかり電話ネクスト以外にも様々なサービスや代替手段が存在しており、中小法人ユーザは多様な選択肢の中からサービスを選択可能との意見があった。
- 一方、卸先事業者（ソフトバンク）からは
 - ・ 光回線を利用した電話単体サービスは実質的にひかり電話ネクストのみであり、接続代替性がない状況が継続
 - ・ 加入電話(メタル回線)の縮退を進める場合の代替サービスに関する具体的な提供計画が明らかにされていない
 - ・ ひかり電話ネクストは、電話単体サービスを提供する卸先事業者のビジネスにとって重要なサービスであり、こうした状況の中特定卸電気通信役務から除外された場合、適正な競争環境に及ぼす影響が大きい、等の理由から、本研究会第八次報告書の整理も踏まえ、引き続き特定卸電気通信役務の対象とすべきとの意見があった。
- 特に代替性の検討にあたっては、N T T東日本・西日本からはひかり電話ネクストが有する個別機能ごとに代替性に関する説明があったものの、構成員からは、利用者視点から代替性の有無を検討することが必要であり、個々の機能ごとに別のサービスとの代替性を検証しても、サービス全体の代替性について評価することはできないのではないかと指摘がなされた。加えて、技術的・経済的観点から利用者が実際に他の選択肢に乗り換えることができるかという点も、代替性を評価する際には重要な論点ではないかといった指摘があった。
- また、例えば、競争事業者がひかり電話ネクストと同等のスペックを有するサービスを一から開発する場合、必要な費用をN T T東日本・西日本に対して負担することも含めて考えれば、同じ価格帯でサービスを提供するのは非常に困難があるのではないかといった疑義が構成員から呈された。
- 上記の点や、メタル回線縮退に向けた代替サービスの提供計画が明らかとならない状況を踏まえると、現時点においてひかり電話ネクストを特定卸電気通信役務の範囲から除外することは適当ではないのではないかと。また、メタル回線縮退に向けた代替サービスの提供計画や、他の電話サービスの提供状況等の市場動向を引き続き注視することが適当ではないか。